

# 鍼灸師・柔道整復師による 介護予防デイサービス



②

NPO介護予防研究会理事長 佐藤 つかさ

## 介護予防デイサービスの開業方法

### ①法人設立

事業所の申請をするには、法人格が必要です。会社法の改正により、株式会社が以前より簡単に設立できるようになりました。書店に申請マニュアルが売っていますので時間に余裕のある方は自分で行うことをお勧めします。司法書士に依頼することも可能ですが、数十万円程度の手数料がかかります。

会社の定款\*1には目的に申請される事業が記載されており、法人の行う事業として位置づけられていることが必要です。表1のように指定サービス事業は、居宅と介護予防に分けてください。事業所の申請時に、定款の目的を記載し

た3カ月以内に発行された登記簿謄本を持っていきます。

### ②申請

申請も自分で行ってください。書類が多くて手惑いますが、すでに開業している方の資料などを参考にしながらチャレンジしてください。

法人申請をする前に都道府県の介護保険課の指定申請窓口で事前の相談をします。申請用紙や添付書類等の書き方を教えてもらってください。来庁の際は、事前に電話で予約をした方がよいです。申請時には、デイサービスとしての体制が整っていることが必要です。介護予防通所介護と通所介護を同時に申請する場合の申請書類および添付書類は1部でかまいませんが、

表1 定款の目的

1. 介護保険法による指定居宅サービス事業
2. 介護保険法による指定介護予防サービス事業
3. 柔道整復師法による施術事業
4. 鍼灸あん摩マッサージ指圧師法による施術事業
5. 前各号に付帯する一切の事業

\*1 公益法人・会社・協同組合などの社団法人の目的・組織・活動などに関する根本規則。またそれを記載した書面。